

令和6年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱
(障害福祉分野のロボット等導入支援事業・ICT導入モデル事業)

第1条 (略)

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、福祉・介護職場の環境を改善することにより職員の定着促進を図るため、福祉・介護施設又は事業所が行う次に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 令和6年度(令和5年度からの繰越分) 障害福祉分野のロボット等導入支援事業

令和6年2月1日付け障発0201第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における別紙「障害福祉分野のロボット等導入支援事業(令和5年度補正予算分)実施要綱」に基づく事業とする。

(2) 令和6年度(令和5年度からの繰越分) 障害福祉分野のICT導入モデル事業

令和6年2月5日付け障発0205第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における別紙「障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」に基づく事業とする。

第3条～第14条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月7日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条、第7条第5号及び第6号、第9条、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

令和5年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱
(障害福祉分野のロボット等導入支援事業・ICT導入モデル事業)

第1条 (略)

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、福祉・介護職場の環境を改善することにより職員の定着促進を図るため、福祉・介護施設又は事業所が行う次に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 令和5年度(令和4年度からの繰越分) 障害福祉分野のロボット等導入支援事業

令和5年2月16日付け障発0216第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における別紙「障害福祉分野のロボット等導入支援事業(令和4年度第二次補正予算分)実施要綱」に基づく事業とする。

(2) 令和5年度(令和4年度からの繰越分) 障害福祉分野のICT導入モデル事業

令和5年2月16日付け障発0216第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における別紙「令和4年度障害福祉分野のICT導入モデル事業実施要綱」に基づく事業とする。

第3条～第14条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月7日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条、第7条第5号及び第6号、第9条、第10条第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助基準額	補助率
障害福祉分野 のロボット等 導入支援事業 ※令和6年2 月1日付け障 害0201第3号 厚生労働省社 会・援護局障害 保健福祉部長 通知における 別紙「障害福祉 分野のロボッ ト等導入支援 事業（令和5年 度補正予算分） 実施要綱」に基 づく事業	(略)	ロボット等〇 導入に要する 経費 保守・サポート 費、導入設定、 導入研修、セキ ュリティ対策 等に要する初 期費用を含む。 なお、リース等 の費用も対象 とするが、当該 年度中に係る 経費のみ対象 となる。	(略)	(略)	(略)

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助基準額	補助率
障害福祉分野 のロボット等 導入支援事業 ※令和5年2 月16日付け障 害0216第3号 厚生労働省社 会・援護局障害 保健福祉部長 通知の別紙「障 害福祉分野の ロボット等導 入支援事業（令 和4年度第二 次補正予算分） 実施要綱」に基 づく事業	(略)	ロボット等導 入に要する経 費 保守・サポート 費、導入設定、 導入研修、セキ ュリティ対策 等に要する初 期費用を含む。 なお、リース等 の費用も対象 とするが、当該 年度中に係る 経費のみ対象 となる。	(略)	(略)	(略)

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助基準額	補助率
障害福祉分野の ICT 導入モデル事業 ※令和6年2月5日付け障 発0205第2号 厚生労働省社 会・援護局障害 保健福祉部長 通知における 別紙「障害福祉 分野の ICT 導 入モデル事業 実施要綱」に基 づく事業	(略)	(略)	次の①から⑥までの要件全てを満たすもの ①高知県等が開催する ICT 導入に伴う研修会に参加すること。 ②導入後、客観的かつ定量的な指標に基づいて ICT 導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告すること。なお、当該報告の内容は本補助事業の活用事例として事業者のホームページ等で公表すること。 ③経済産業省が実施している「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」による補助を受ける障害福祉サービス事業者等の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象とならないこと。 ④令和6年2月1日障発0201第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和5年度補正予算分）」の対象となるものは、本事業の補助対象とならないこと。 ⑤過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様の ICT 導入支援補助金により補助を受けて同種の ICT 機器等を購入したことがある障害福祉サービス事業者等は、本事業の補助対象とならないこと。 ⑥複数の業者から見積書を徴したうえで、最低価格を提示した業者を選定すること。	(略)	(略)

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助基準額	補助率
障害福祉分野の ICT 導入モデル事業 ※令和5年2月16日付け障 発0216第1号 厚生労働省社 会・援護局障害 保健福祉部長 通知の別紙「令 和4年度障害 福祉分野の ICT 導入モデ ル事業実施要 綱」に基づく事 業	(略)	(略)	次の①から⑥までの要件全てを満たすもの ①高知県等が開催する ICT 導入に伴う研修会に参加すること。 ②導入後、客観的かつ定量的な指標に基づいて ICT 導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告すること。なお、当該報告の内容は本補助事業の活用事例として事業者のホームページ等で公表すること。 ③経済産業省が実施している「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」による補助を受ける障害福祉サービス事業者等の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象とならないこと。 ④令和5年2月16日障発0216第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度第二次補正予算分）」の対象となるものは、本事業の補助対象とならないこと。 ⑤過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様の ICT 導入支援補助金により補助を受けて同種の ICT 機器等を購入したことがある障害福祉サービス事業者等は、本事業の補助対象とならないこと。 ⑥複数の業者から見積書を徴したうえで、最低価格を提示した業者を選定すること。	(略)	(略)

別表第2 (第3条関係) (略)

別表第3 (第5条—第7条関係) (略)

別表第2 (第3条関係) (略)

別表第3 (第5条—第7条関係) (略)

別記

第1号様式(第4条関係)

高知県知事 様

令和 年 月 日

(〒 -)
住 所
法人名
代表者職氏名
(生年月日)

補助金交付申請書

令和 年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的及び内容

3 事業実施時期 着手予定 令和 年 月
完了予定 令和 年 月

4 振込先 (金融機関名・支店名)
(口座種別・口座番号) 普通・当座
(口座名義(お名前))

5 添付書類

- (1) 補助金附票額調書(別紙1-1)
- (2) 導入事業計画書(別紙1-2-1、別紙1-2-2)
- (3) 歳入歳出予算書抄本(別紙1-3)
- (4) 導入する機器等に係る見積書の写し
- (5) 導入する機器等に係るカタログ等(機能及び販売価格が記載されているもの)
- (6) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事業同意書様式」における第4号様式。

※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表裏のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可と
する。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は盗元できない程度にマスキ
ング処理を施す等してください。

6 連絡先

担当者の役職、氏名及び電話番号	(TEL:)
FAX番号	E-mail

別記

第1号様式(第4条関係)

高知県知事 様

令和 年 月 日

(〒 -)
住 所
法人名
代表者職氏名
(生年月日)

補助金交付申請書

令和 年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的及び内容

3 事業実施時期 着手予定 令和 年 月
完了予定 令和 年 月

4 振込先 (金融機関名・支店名)
(口座種別・口座番号) 普通・当座
(口座名義(お名前))

5 添付書類

- (1) 補助金附票額調書(別紙1-1)
- (2) 導入事業計画書(別紙1-2-1、別紙1-2-2)
- (3) 歳入歳出予算書抄本(別紙1-3)
- (4) 導入する機器等に係る見積書の写し
- (5) 導入する機器等に係るカタログ等(機能及び販売価格が記載されているもの)
- (6) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事業同意書様式」における第4号様式。

※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表裏のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可と
する。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は盗元できない程度にマスキ
ング処理を施す等してください。

6 連絡先

担当者の役職、氏名及び電話番号	(TEL:)
FAX番号	E-mail

(別紙1-2-2)

障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和5年度補正予算分）

積算内訳書

自治体名 _____

【基本情報】

導入名	
事業所名	
導入数（台数）	人
累計利用人数	人

実支出（予定）額： _____ 円

機器導入費用（合計）	初期設定に要する費用（合計）	保守費（合計）
-	-	-

No.	導入内容	数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
1		台		0	
2		台		0	
3		台		0	
4		台		0	
5		台		0	
合計				-	-

※機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない経費は対象外とする。

【対象外となる経費の例】

- Wi-Fi工事等通信環境整備に要する経費
- 機器の配送料
- PC、タブレット及びその付属品
- 工事費（設置費は可助）

備考
(※100文字以内)

※ 本内訳書の資料として、複数の業者から得た見積書の写し（PDFファイルに限る。）を添付すること。

(別紙1-2-2)

障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度二次補正予算分）

積算内訳書

自治体名 _____

【基本情報】

導入名	
事業所名	
導入数（台数）	人
累計利用人数	人

実支出（予定）額： _____ 円

機器導入費用（合計）	初期設定に要する費用（合計）	保守費（合計）
-	-	-

No.	導入内容	数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
1		台		0	
2		台		0	
3		台		0	
4		台		0	
5		台		0	
合計				-	-

※機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない経費は対象外とする。

【対象外となる経費の例】

- Wi-Fi工事等通信環境整備に要する経費
- 機器の配送料
- PC、タブレット及びその付属品
- 工事費（設置費は可助）

備考
(※100文字以内)

※ 本内訳書の資料として、複数の業者から得た見積書の写し（PDFファイルに限る。）を添付すること。

国定統計分野のICT導入モデル事業 事業計画表

01234

【姓名】		12.12.2017 年	
【性别】			
【年龄】			
【职业】			
【地址】			
【电话】			
【邮箱】			
【备注】			

神像と仏像の区別が不明 仏教の神像にのみ「神」という字が用いられ、神像と神像の区別が不明

- ② 印刷物の署名は、印刷物の署名と署名の一致を確認する。

1. 調查時間 (1) 何時開始進行調查(年、月、日) _____ (月) (2) 何時結束調查(年、月、日) _____ (月) (3) 調查週期 _____ (月) (4) 調查週數 _____ (週)	2. 調查地點 (1) 調查地點(縣市、鄉鎮、村) _____ (市) (2) 調查地點(縣市、鄉鎮、村) _____ (市) (3) 調查地點(縣市、鄉鎮、村) _____ (市) (4) 調查地點(縣市、鄉鎮、村) _____ (市)
--	--

(4) 若已知人眼瞳孔直径为 4.5 mm, 求能分辨的最小角距离。

[illegible]

2. 0000

- ☐ ① 戦前の日本に比べて戦後、日本の経済が豊かになったことにより、戦前よりも多くの日本人が海外に移民した。
- ☐ ② 戦前の日本に比べて戦後、海外に移民した日本人の数は減った。
- ☐ ③ 戦前の日本に比べて戦後、海外に移民した日本人の数は増えた。
- ☐ ④ 戦前の日本に比べて戦後、海外に移民した日本人の数は変わらない。

(2) 臺灣電力股份有限公司 台電總
 (3) 台灣電力股份有限公司 台電總

1. 本行在 2017 年 12 月 31 日及 2018 年 6 月 30 日，均未有就任何可转换工具作出任何拨备。

- | 類別/內容 | 類別/項目名稱 | 會計科目 | | 金額/單位/數量 | 金額/單位/數量 |
|-------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 類別/項目名稱 | 金額/單位/數量 | | |
| | | | | | |

[illegible][illegible]

- $\lim_{n \rightarrow \infty} \frac{1}{n} \sum_{k=1}^n f\left(\frac{k}{n}\right) = \int_0^1 f(x) dx$

附注七	附注七 重要事项	
	重要事项	重要事项
	重要事项	重要事项
	重要事项	重要事项
	重要事项	重要事项
附注八 重要事项		
附注八 重要事项		

1998	1999
------	------

- [illegible]

25. 貴司が2020年12月31日現在に保有している、日本銀行の「100円国債」の金額を記入してください。

障害福祉分野のICT導入モデル事業 事業計画書

0159

[illegible]

【解答にあたっての留意事項】 ①A, Bの導出について既知内容を記述し、推論する。

- [illegible]

8. 投票結果

投票項目	得票數	百分比
(1) 將現有之舊建築拆除，再改建為 新建築，以作圖書館之用	1	5%
(2) 將現有之舊建築 改建為圖書館之用	19	95%
(3) 將現有之舊建築 改建為圖書館之用，並改建為 其他用途	0	0%

(4) 学生课内、外作业量适当，学生课内、外作业量适当。

[illegible]

12. 下列叙述正确的是
- ☐ A. 细胞膜是细胞与外界环境分隔的屏障
☐ B. 细胞膜是细胞内各种细胞器的屏障
☐ C. 细胞膜是细胞内各种细胞器的屏障
☐ D. 细胞膜是细胞内各种细胞器的屏障

☐ 2007年度国土計画（2007年度、12月2日施行）、土管（第44巻第1号）
☐ 国土情報
 (2) 建設省の国土政策
 (3) 国土情報提供推進事業推進計画（建設省）

1000

- | 類別名稱 | 類別代碼及名稱 | 類別子名稱 | | 是否屬於
其他類別 | 是否屬於
其他類別 |
|------|---------|-------|-------|--------------|--------------|
| | | 類別子名稱 | 類別子名稱 | | |

2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066	2067	2068	2069	2070	2071	2072	2073	2074	2075	2076	2077	2078	2079	2080	2081	2082	2083	2084	2085	2086	2087	2088	2089	2090	2091	2092	2093	2094	2095	2096	2097	2098	2099	2100	2101	2102	2103	2104	2105	2106	2107	2108	2109	2110	2111	2112	2113	2114	2115	2116	2117	2118	2119	2120	2121	2122	2123	2124	2125	2126	2127	2128	2129	2130	2131	2132	2133	2134	2135	2136	2137	2138	2139	2140	2141	2142	2143	2144	2145	2146	2147	2148	2149	2150	2151	2152	2153	2154	2155	2156	2157	2158	2159	2160	2161	2162	2163	2164	2165	2166	2167	2168	2169	2170	2171	2172	2173	2174	2175	2176	2177	2178	2179	2180	2181	2182	2183	2184	2185	2186	2187	2188	2189	2190	2191	2192	2193	2194	2195	2196	2197	2198	2199	2200	2201	2202	2203	2204	2205	2206	2207	2208	2209	2210	2211	2212	2213	2214	2215	2216	2217	2218	2219	2220	2221	2222	2223	2224	2225	2226	2227	2228	2229	2230	2231	2232	2233	2234	2235	2236	2237	2238	2239	2240	2241	2242	2243	2244	2245	2246	2247	2248	2249	2250	2251	2252	2253	2254	2255	2256	2257	2258	2259	2260	2261	2262	2263	2264	2265	2266	2267	2268	2269	2270	2271	2272	2273	2274	2275	2276	2277	2278	2279	2280	2281	2282	2283	2284	2285	2286	2287	2288	2289	2290	2291	2292	2293	2294	2295	2296	2297	2298	2299	2300	2301	2302	2303	2304	2305	2306	2307	2308	2309	2310	2311	2312	2313	2314	2315	2316	2317	2318	2319	2320	2321	2322	2323	2324	2325	2326	2327	2328	2329	2330	2331	2332	2333	2334	2335	2336	2337	2338	2339	2340	2341	2342	2343	2344	2345	2346	2347	2348	2349	2350	2351	2352	2353	2354	2355	2356	2357	2358	2359	2360	2361	2362	2363	2364	2365	2366	2367	2368	2369	2370	2371	2372	2373	2374	2375	2376	2377	2378	2379	2380	2381	2382	2383	2384	2385	2386	2387	2388	2389	2390	2391	2392	2393	2394	2395	2396	2397	2398	2399	2400	2401	2402	2403	2404	2405	2406	2407	2408	2409	2410	2411	2412	2413	2414	2415	2416	2417	2418	2419	2420	2421	2422	2423	2424	2425</
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2008年 | 2007年 | 2006年 | 2005年 | 2004年 |
| 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

[illegible]

DATE	

- [illegible]

[illegible]

(別紙1-3)

歳入歳出予算書抄本

1 収入の部

単位：千円

区分	予算額	説明
県補助金		
計		

2 支出の部

単位：千円

区分	予算額	説明
計		

上記は、令和6年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金の歳入歳出予算書の抄本であることを証明します。

住 所
法 人 名
代表者 職 氏 名

(別紙1-3)

歳入歳出予算書抄本

1 収入の部

単位：千円

区分	予算額	説明
県補助金		
計		

2 支出の部

単位：千円

区分	予算額	説明
計		

上記は、令和5年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金の歳入歳出予算書の抄本であることを証明します。

住 所
法 人 名
代表者 職 氏 名

第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

(〒 -)

住 所
法 人 名
代表者職氏名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました事業の内容等を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和5年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額 円
- 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 円
- 3 変更（中止・廃止）理由

4 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（第1号様式別紙1-1）
- (2) 導入事業計画書（第1号様式別紙1-2-1）
- (3) 歳入歳出予算書抄本（第1号様式別紙1-3）
- (4) その他関係資料

（注）添付資料には、それぞれ変更後の内容を記載すること。

第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

(〒 -)

住 所
法 人 名
代表者職氏名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました事業の内容等を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和5年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額 円
- 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 円
- 3 変更（中止・廃止）理由

4 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（第1号様式別紙1-1）
- (2) 導入事業計画書（第1号様式別紙1-2-1）
- (3) 歳入歳出予算書抄本（第1号様式別紙1-3）
- (4) その他関係資料

（注）添付資料には、それぞれ変更後の内容を記載すること。

第3号様式（第9条関係）

番
令和 年 月 日 号

高知県知事 様

(〒 -)
住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和6年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付 第 号で交付の（変更）決定を受けました補助金について、令和6年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 取得財産の品名及び取得年月日

品 名 : _____

取得年月日：令和 年 月 日

2 取得価格及び時価

取得価格： _____円
※補助金で購入した処分する介護福祉機器等の金額を記入してください

時 価： _____円
※残存簿価額（又は収益額、償却額）を記入してください。

3 処分の方法

4 処分の理由

第3号様式（第9条関係）

番
令和 年 月 日 号

高知県知事 様

(〒 -)
住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和5年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付 第 号で交付の（変更）決定を受けました補助金について、令和5年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 取得財産の品名及び取得年月日

品 名 : _____

取得年月日：令和 年 月 日

2 取得価格及び時価

取得価格： _____円
※補助金で購入した処分する介護福祉機器等の金額を記入してください

時 価： _____円
※残存簿価額（又は収益額、償却額）を記入してください。

3 処分の方法

4 処分の理由

第4号様式（第10条関係）

番
令和 年 月 日 号

高知県知事 様

(〒 -)

住 所
法 人 名
代表者職氏名

補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業を完了しましたので、令和6年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 補助金精算額 _____ 円
- 3 事業実施期間
着手日 令和 年 月 日
完了日 令和 年 月 日
- 4 添付書類
(1) 補助金精算書（別紙1-1）
(2) 導入実績報告書（別紙1-2-1、1-2-2）
(3) 歳入歳出決算（見込み）書（別紙1-3）
(4) 関係書類（導入機器等の契約書、納品書及び領収書等の写し）

第4号様式（第10条関係）

番
令和 年 月 日 号

高知県知事 様

(〒 -)

住 所
法 人 名
代表者職氏名

補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業を完了しましたので、令和5年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 _____ 円
- 2 補助金精算額 _____ 円
- 3 事業実施期間
着手日 令和 年 月 日
完了日 令和 年 月 日
- 4 添付書類
(1) 補助金精算書（別紙1-1）
(2) 導入実績報告書（別紙1-2-1、1-2-2）
(3) 歳入歳出決算（見込み）書（別紙1-3）
(4) 関係書類（導入機器等の契約書、納品書及び領収書等の写し）

(例題1-1)

補助金精算書

漢人名:

填 写 说 明													
项目 序号	类别	事项名称	输入源名称	数据输入频率 (A)	输入台数 (B)	数据源名称 (C)	对数据源的台数 (D=A×B×C)	数据量字节 (E)	数据流量字节 (F=D×E×60×60×24)	数据率 (G)	数据容量 (H)	数据源	
1	1	IC卡+终端+电脑设备 (数据流量按0.25计算)					0						
								0					
								0					
								0					
								0					
			小计				0	0		0		0	
		IC卡输入电子读票器											
	小计				0	0		0		0			
	事项小计					0					数据源		

021 1 募集している人に入会しないぞ(笑)だい.

- [illegible]

(附註1-1)

補助金積算書

譯人名:

[illegible]

例 1 空集は(1)なるにはふさわしいと(否)か。

- 2 本人とする個人の権利とこれに抵触し、許容されない場合は、不承認として下す。①が適用される場合は、クレーン検査も実施を下す。①

(別紙1-2-2)

障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和5年度補正予算分）

経費報告書

自治体名 _____

【基本情報】

法人名	
事業所名	
担当者（氏名）	人
担当利用番号	人

実支出額： _____ 円

機器導入費用（合計）	初期設定に要する費用（合計）	送料（合計）

No.	導入内容	数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
1		台		0	
2		台		0	
3		台		0	
4		台		0	
5		台		0	
合計				-	-

※機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない経費は対象外とする。

【対象外となる経費の例】

- ・Wi-Fi工事等通信環境整備に要する経費
- ・機器の配送料
- ・PC、タブレット及びその付属品
- ・工事費（設置費は可経）

備考

(※記入欄は最大200文字以内)

① 本内訳書の資料として、納品書及び領収書の写し（PDFファイルに限る。）を添付すること。

(別紙1-2-2)

障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和4年度二次補正予算分）

経費報告書

自治体名 _____

【基本情報】

法人名	
事業所名	
担当者（氏名）	人
担当利用番号	人

実支出額： _____ 円

機器導入費用（合計）	初期設定に要する費用（合計）	送料（合計）

No.	導入内容	数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
1		台		0	
2		台		0	
3		台		0	
4		台		0	
5		台		0	
合計				-	-

※機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない経費は対象外とする。

【対象外となる経費の例】

- ・Wi-Fi工事等通信環境整備に要する経費
- ・機器の配送料
- ・PC、タブレット及びその付属品
- ・工事費（設置費は可経）

備考

(※記入欄は最大200文字以内)

① 本内訳書の資料として、納品書及び領収書の写し（PDFファイルに限る。）を添付すること。

(別紙1-3)

歳入歳出決算（見込み）書

1 収入の部

単位：千円

区分	予算額	決算（見込）額	説明
県補助金			
計			

2 支出の部

単位：千円

区分	予算額		説明
計			

上記は、令和6年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金の歳入歳出決算（見込み）書であることを証明します。

住 所
法 人 名
代表者 職 氏 名

(別紙1-3)

歳入歳出決算（見込み）書

1 収入の部

単位：千円

区分	予算額	決算（見込）額	説明
県補助金			
計			

2 支出の部

単位：千円

区分	予算額		説明
計			

上記は、令和5年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金の歳入歳出決算（見込み）書であることを証明します。

住 所
法 人 名
代表者 職 氏 名

第5号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

(〒 -)

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和6年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付の（変更）決定を受けました補助金について、高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （補助金交付決定額）	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等 (a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 (b)	円
補助金返還相当額 (b)-(a)	円

（注）補助金の返還が必要な場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳について、参考となる資料を添えてください。

第5号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

(〒 -)

住 所
法 人 名
代表者職氏名

令和5年度高知県障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付の（変更）決定を受けました補助金について、高知県介護福祉施設等導入支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （補助金交付決定額）	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等 (a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 (b)	円
補助金返還相当額 (b)-(a)	円

（注）補助金の返還が必要な場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳について、参考となる資料を添えてください。